

■ よくある質問

Q

書類提出後に、参加者/日程/活動場所が変更となった場合、どのように申請すればよいか。

A

・申請日時が提出締切日（変更後の活動開始日の7営業日）より前であるか
・変更する内容
によって申請方法が異なります。以下のとおり申請してください。

1. 締切日より前

Googleフォームにて「再提出」を選択し、改めて資料一式を再提出してください。学外行事届の備考欄には〇月〇日の活動から変更と記入してください。

2. 締切日より後

①参加者

・増える場合

締切日より後の参加者の追加は認めません。事前に参加者名簿には参加する可能性のある会員全員を記入してください。

・減る場合

特に事前申請の必要はありません。活動後報告書提出時と一緒に当日の参加者名簿も提出してください。

・入れ替える場合

締切日より後の参加者の入れ替えは認めません。

②日程

・増える場合

締切日より後の日程の追加は認めません。

・減る場合

特に事前申請の必要はありません。活動後報告書に〇月〇日の活動未実施の旨を記入して提出してください。

・入れ替える場合

締切日より後の日程の入れ替えは認めません。

③活動場所

2営業日前までに活動場所を変更した書類一式を再提出してください。

Q 当日が雨だった場合、活動場所を変更したい。当日でなければ活動場所がわからないが、どのように申請すればよいか。

A サブプランとして使用する可能性がある活動場所の書類一式を予め提出してください。その際、サブプランの学外行事届の備考欄に「〇月〇日の活動のサブプラン」という内容を記載し、活動後報告書提出時には、どちらのプランで行ったかわかるように記載してください。

Q 同一日に複数のグループに分かれて、別の場所で練習する。書類を一つにまとめて申請してよいか。別の場所での通常練習一ヶ月分の申請で、書類を一つにまとめて申請してよいか。

A 複数の活動場所を一つにまとめて申請することは認めません。活動場所ごとに書類一式を分けて申請をしてください。

Q 同一場所での通常練習なので一ヶ月分まとめて申請をしたい。また、活動後報告書も一ヶ月分まとめての提出で大丈夫か。

A 開催日が複数ある場合、学外行事届には次のように記載してください。なお、備考欄には必ず全日程を記載してください。日によって開催時間が異なる場合はその旨を追記すること（14日は9時～11時など）。

例) 『ファイル名：00001_1007-1028_01_学外行事届・参加者名簿（団体名）』

開催期間：10/7～10/28

集合日時：10/7 15時

解散日時：10/28 18時

備考：練習開催日は7、10、14、17、21、28日の6日間。

この場合、活動後報告書も一ヶ月分まとめての提出でかまいません。ただし、活動後報告書は活動終了次第すぐに作成し、必ず活動日ごとに作成するようにしてください。（Googleフォームは一回につき10ファイルまでしか送付できません。10ファイルを超えてファイルを提出したい場合、新たにGoogleフォームを作成して分けて提出してください。）

Q 書類を提出して7営業日経過したのに受理/却下通知がこない。

A 申請状況によっては、活動開始日が近いものから審査している場合がありますのでお待ちください。

Q 大会のエントリーの関係で〇日までに審査してほしい。

A 特別な事情があり、審査を早めてほしい場合は本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。

Q 会長から返信がなくて、締切日より前に資料が提出できないが審査してもらえるか。

A 会長の確認や確認票の作成を含め、締切日より前に提出していただく必要があります。締切日より後に提出された場合、審査しませんので、必ず日時に余裕を持って確実に段取りしてください。

Q 申請が却下となり、活動できなくなったので、施設キャンセル料が発生した。キャンセル料は大学が負担してくれるのか。

A 修正により受理が間に合わなかった場合、大学からの指示が変更となった場合、却下となった場合などの理由で発生した施設キャンセル料は、学生団体が負担することになりますので、その可能性があることを踏まえて申請してください。

Q 対外試合や大会に出場したい/外部イベントに参加したい/公演会や演奏会を開催したい。

A 申請内容によって承認いたしますので、予め本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。

Q 会員以外の外部者は活動に参加できるか。

A コーチ等の指導者に限って許可しますが、その他の会員以外の外部者の参加は原則認めません。なお、学生団体同士で活動する場合、相手の団体に責任者が存在し、感染対策を実施していれば許可します。それが他大学の学生団体であれば、上記に加えて、所属大学から活動許可が下りている必要があります。